

# 湖の河川法占用について！

## Q1: 富士五湖で遊ぶには手続きが必要なのですか？

A: 湖は河川法の適用を受けその使用にあたっては、その場所を**占用しない範囲で自由使用**(手続きの必要無)が認められます。ポート遊び・水泳・散歩・洗濯(湖水を汚濁しない程度)の行為、趣味程度の小石等の採取がこれに含まれるものと考えられます。ただし、動力船については規制をしている湖もありますので事前に確認ください。

## Q2: 夏のシーズン中だけであれば、いちいち舟を持ってきたり持ち帰るのは大変なので目立たないところに置いておくのはいいのではないですか？

A: Q1にあるとおり湖の使用にあたっては、自由使用を超える範囲の使用は河川管理者の許可が必要になります。ただし質問の理由で許可にはなりません。皆さんが日常迷惑だと思っている駐車違反を思い浮かべて下さい。1台の駐車車両が次から次へと増えていき、そのうち道路をふさいでしまって緊急車両さえ進行できなくなっています。湖の場合もこれと同じです。「自分の舟1艘くらいは……」、「少しの間くらいは……」、「目立たない場所であれば……」などの考えから、何十艘もの船艇が放置されているのです。使用者のモラルが、この湖の自然環境を守ることにつながるのです。

湖に舟を持ち込んで遊ぶことは、原則自由使用の範疇ですが、遊び終わった後は持ち帰ることを守ってください。

## Q3: 今湖に存置してある栈橋やボートは皆いけないものなの？

A: 現在湖畔や湖面に存置しつづけてある栈橋やボートは基本的に河川管理者の許可を得たもののみです。これは現在湖を管理している法律の改正以前から継続的使用の形態があったもののみ慣行使用の実態を認め、現在の法に従い許可を与えています。よってこの種の許可は現在では新しく取得することはできません。

このような経緯があるので、許可を取得しているもののみ湖面や湖畔に置き続けることは可能ということになります。

## Q4: 占用許可をうけている栈橋や船艇繫留所の位置や範囲を勝手に変えることはいけないの？

A: Q3でお答えしているように現在取得していただいている許可は特例的なものです。よって許可を受けたものの設置場所や形状、またその内容等を勝手に変えることはそれだけで違反行為となりますので、許可を受けている方は十分に注意してください。いうまでもありませんが、無許可で栈橋をだしたり、船舶を係留し続けることは違反行為です。



写真提供: やまなし観光推進機構